

2017年5月12日

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

石原産業株式会社

当社は、取締役会の機能の向上を図ることを目的として、当社「取締役会評価に関する規程」に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施いたしました。

この度、2016年度の分析・評価が完了しましたので、下記の通りその概要を開示いたします。

記

1. 取締役会全体の実効性の評価の実施について

当社は東証が定めたコーポレートガバナンス・コードに対応するため、ガバナンス体制の見直しの一環として、2015年12月25日当社取締役会の下に評価委員会を新設しました。同委員会は当社取締役会の運営、議論等の状況を毎年評価し、取締役会全体の実効性について取締役会に意見を述べるものとし、これを受け、取締役会で取締役会全体の実効性を評価し、その結果の概要を公表することとしました。2016年は、本方針に基づき、初めて取締役会で2016年度の実効性の評価を行いました。

2. 評価の方法

評価委員会において作成した質問票をすべての取締役および監査役に配布し、回答を得、その回答内容について、適宜取締役に対するインタビューを実施しました。これらを踏まえて評価委員会は取締役会全体の実効性の評価の結果を報告しました。この報告を踏まえ、当社取締役会は取締役会全体の実効性に関する分析および評価を行いました。

3. 取締役会全体の実効性に関する分析および評価の結果

取締役会の構成、運営、議題、支える体制、議事録全ての分野において、当社取締役会全体の実効性は一定程度確保されているという評価結果となりました。

しかしながら、当社取締役会全体の実効性をより確保するためには、当社取締役会として次のような課題に取り組む必要があることを確認いたしました。

(次年度改善すべき課題)

- (1) 取締役は、自分の担当分野のみならず経営全般への関与を果たすよう行動する。
- (2) 取締役は、取締役としての責務を果たすため、さらに自己研鑽に励む。会社は、取締役の研修、トレーニングの機会を制度化し、定期的に提供する。

- (3) 議題のより迅速な提案を目指すとともに、資料は、付議内容を一読して明瞭なものになるよう工夫する、議案の決議の判断に必要な資料を添付するなど、改善、充実を図る。また、担当取締役はメリットだけでなく、リスクについても十分に説明する。
- (4) 付議された事項についての議論をさらに充実させるとともに、報告事項を整理するなどより効率的な運営を目指す。

(中期的に改善すべき事項)

- (1) 取締役を支える部長クラスの要員の教育を充実させる。
- (2) 社内取締役候補者の人材を社内の各部門に適正に配置し、取締役候補として育成していく。
- (3) 取締役の選任に当たり、取締役としての役割と責務を果たせるよう研修を義務化する。
- (4) 取締役会と経営会議の位置付け、役割分担を明確化し、いずれにおいても自由、活発な討議がなされるよう工夫する。
- (5) 社外役員に対し、重要な案件について事前に情報が的確に提供される措置を講じる。

(長期的に改善すべき課題について)

- (1) 中期経営計画、年度経営目標など経営戦略の大きな方向性を示す議題にあたっては、十分な討議の時間を確保するなど、活発に議論できる場とするよう工夫する。

4. 今後の取り組みについて

当社取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析および評価の結果を踏まえ、取締役会全体の実効性を高めるため、上記課題に取り組んでまいります。

以上